

香川高等専門学校福利センター運営規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校福利センター（以下「センター」という。）の運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、学生及び教職員の福利厚生を図るとともに、学生の課外活動等を助成し、学校生活を豊かにすることを目的とする。

(運営)

第3条 センターの運営は、校長の命を受けて学生主事が当り、その事務は学生課学生係において処理する。

(使用の範囲)

第4条 センターを使用できる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が認めた場合は、この限りでない。

(施設)

第5条 センターには、次の室を置く。

第1研修室、第2研修室、第3研修室、オーディオルーム、売店、食堂、談話室及び学生会事務局

(使用の許可)

第6条 センターの使用を希望する者は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。ただし、売店、食堂、談話室及び学生会事務局の利用については、この限りでない。

(使用の細則)

第7条 センターの使用に関し必要な事項は、細則で定める。

(使用の取消)

第8条 使用者が、この規程若しくは使用細則に違反した場合又はセンターの運営上支障があると認められる場合は、使用の許可を取り消すことがある。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。